

普通階・無窓階算定書記載要領

1. 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部のみ計上すること。

消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部とは、次の各号すべてに適合する開口部をいう。

(1) 実際に開口できる部分で、そこに直径50cm以上の円が内接することができる開口部、幅40cm以上、高さ65cm以上の開口部（避難階又はバルコニー等の足場がある場合に限る。）又は幅45cm以上、高さ1m以上の開口部であること。かつ10階以下の階にあつては、直径1m以上の円が内接することができる開口部、又は、幅75cm以上、高さ1.2m以上の開口部が相互に2か所以上を含み存すること。

(2) 床面から開口部到下端までの高さは、1.2m以内であること。

(3) 開口部は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること（11階以上の階は除く。）。

(4) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は、容易に破壊することにより進入できるものとする。

(5) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

2. 仕切壁等のため相互に往来できない場合は各々毎に計算すること。

3. 幅及び高さは現に開放される部分の数値を記入すること。

4. 数値はそのつど小数点第3位以下を切り捨てること。

5. 直径1m以上の円が内接することができる開口部、又は、幅75cm以上、高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲むこと。

6. 「床からの高さ」欄には床から開放部までの高さを記入すること。

7. 「開口部種別」欄にはガラス種別及び「引き違い窓」・「たて軸回転窓」・「水圧開放装置付」等の種別を記入すること。

8. ※印欄には記入しないこと。

9. 算定書は、消防用設備等設置計画書又は防火対象物使用届出書の一葉目にとじること。

また、算定書の次に配置図、キープラン及び建具表をとじて、有効と算定し開口部を朱色で示すこと。